

## 金融所得課税の緩和（減税）について（メモ）

- ・金融所得課税の税率を引き下げること、国民の投資をより促進する。
- ・金融所得課税の税率を引き下げることによる税収変化については税収減だけでなく税収増の可能性もあることを念頭に置く。

### ※ 現行の金融所得課税の概要

- ・金融・証券税制に関する資料（財務省HP）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b06.htm)

## 1 金融所得課税の税率を引き下げる趣旨

金融所得課税の税率を引き下げる趣旨は、個人の資金を預貯金・タンス預金から投資に誘導するということでよい。

## 2 金融所得課税の税率の引下げについての制度設計

「国民の投資をより促進する」ため、金融所得課税の税率を引き下げるに当たっては、例えば以下の点について、ご政策を整理していただく必要がある。

### （1）税率の引下げの対象とする「金融所得」の範囲

税率の引下げの対象とする「金融所得」として何を想定するのか。

例えば、貯蓄ではなく「投資をより促進する」ため、財務省HP「金融所得課税の一体化」（※）に挙げられているもののうち、「預貯金の利子」を除き、「公社債等の譲渡益」、「公社債等の利子」、「上場株式等の配当」、「上場株式等の譲渡益」、「非上場株式等の譲渡益」及び「一時払い養老保険の差益」を対象として、税率の引下げを検討することが考えられるか。

このほか、税負担に左右されずに金融商品を選択できるようにするため、「預貯金の利子」も含めこれら全てについて税率を引き下げること考えられるか。

- ※ 金融・証券税制に関する資料「金融所得課税の一体化」（財務省HP）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b06\\_7.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b06_7.pdf)

### （2）税率の具体的な想定

（1）の財務省HPに挙げられている「金融所得」に対する税率は、所得税15%と住民税5%の合計20%であるところ、これを引き下げ、何%の税率とすることを想定するか。また、所得税と住民税の内訳をどのように整理するか。

- ※ 「貯蓄から投資へ」との政策目的のため平成 15 年から平成 25 年までは上場株式等の配当・譲渡益の税率は 10%に軽減されていたところである（平成 15 年度税制改正要綱の参考資料）。

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2003/zei001siryou\\_d.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2003/zei001siryou_d.pdf)

- ※ 税率の内訳（所得税・住民税）
  - ・ 個人住民税検討会（第 3 回、令和 3 年 9 月 28 日）資料 3 「金融所得課税について」（総務省自治税務局市町村税課）7・8 頁

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000775062.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000775062.pdf)

### （3） 損益通算の範囲に係る検討の要否

税率の引下げの対象となる「金融所得」については、現行の損益通算の範囲を維持するという整理でよいのか。

政府において投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲の拡大の議論が行われているところ、税率の引下げと併せて、これについても検討するかどうか。

- ※ 金融所得課税の一体化（財務省HP）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b06\\_7.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b06_7.pdf)

- ※ 損益通算の範囲の拡大に係る最近の政府における議論

- ・ 令和 4 年度税制改正要望項目（令和 3 年 8 月、金融庁）3 頁

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210831/01.pdf>

- ・ 金融所得課税の一体化に関する研究会（第 1 回、令和 3 年 5 月 10 日）事務局説明資料「金融所得課税の一体化」8 頁

[https://www.fsa.go.jp/singi/shotokukazei\\_ittaika/siryou/20210510/02.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/shotokukazei_ittaika/siryou/20210510/02.pdf)

## 3 税率の引下げに対し想定される指摘（税負担の公平性の観点）

金融所得課税の税率の引下げによって、多額の金融所得を得ている高所得者に対する実効税率が低下することになるため、勤労所得のみを得ている者との間で税負担の公平性の観点から問題があるのではないか、との指摘（参考 1～参考 3 参照）があり得るか。

### 参考 1 税率が 10%から 20%に引き上げられた際の議論

「貯蓄から投資へ」との政策目的のため平成 15 年から上場株式等の配当・譲渡益の税率は 10%に軽減されていたが、「高額な譲渡所得等を得ている者に軽減税率が適用されることが問題であるとの指摘」（※）もあり、平成 26

年に現行の 20%に引き上げられている。

※ 社会保障・税一体改革大綱について（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）

35 頁

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/zeiittaikaikaku\\_taikou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/zeiittaikaikaku_taikou.pdf)

## 参考 2 現行の税率に関連する最近の政府与党における議論

- 「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況が見られるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある」（令和 4 年度税制改正大綱 令和 3 年 12 月 10 日 自由民主党 公明党）
- 「金融課税の一体課税について、所得が 1 億円を超えると実効税率が下がる状況があり、税理士会としても問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか」（個人住民税検討会（第 3 回、令和 3 年 9 月 28 日）資料 3 「金融所得課税について」（総務省自治税務局市町村税課）、1 頁（検討会委員の意見））
  - ・ 「申告納税者の所得税負担率」同資料 5 頁
- 「金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。今後の課税のあり方については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである」（経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方 令和元年 9 月 税制調査会）

## 参考 3 租税法の基本書における金融所得課税についての記述

「金融所得は、資産性所得として勤労性所得よりも高い担税力を有するから、それに対して勤労性所得よりも軽く課税することは、一種の特別措置であり、公平負担の原則に反する。しかし、(1)金融資産は移動性が大きく、金融所得に勤労性所得なみに課税すると、金融資産が税負担の低い外国に移動し、かえって税収が減少するおそれのあること、(2)外国からの資本の導入を奨励するためには、金融所得に対して軽く課税する必要があること、(3)分離して低めの比例税率で課税するのは制度として簡素であるのみでなく、金融所得に対する課税の中立性、効率性を維持するのに必要である（好ましい）こと等にかんがみ、経済政策的に必要であるという理由から、

この制度は長期間にわたって存続することになると予想される。ただし、この制度が、所得資産格差の大きな原因となっていることも事実である」（金子宏『租税法〔第24版〕』2021年、弘文堂、209頁）

- ・仮に税収減となった場合には、税収減に応じた歳入歳出計画（国・地方ともに）を目指すことで対応を図る。

## 1 税率の引下げによる税収減に見合う歳出の削減の具体的な想定

「税収減に応じた歳入歳出計画」として、金融所得課税の税率の引下げによる税収減に見合うよう、歳出の削減について具体的に想定しておくべきではないか、との指摘があり得るか。

- ・ 令和3年度一般会計歳出・歳入の構成（財務省HP）  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/002.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/002.pdf)
- ・ 税制調査会（第25回、2019年9月4日）資料「所得税収の推移」  
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai6-4.pdf>

## 2 地方財政への影響

所得税率の引下げによる所得税額の減少によって地方交付税（所得税収の33.1%がその原資）が減少し、また、住民税の税率も引き下げる場合には住民税の税収が減少することとなり、地方財政への影響が大きいため、その対応についてあらかじめ検討しておくべきではないか、との指摘があり得るか。